

委託契約書(案)

委託業務の名称	令和5年度 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 託児所運営業務
履行場所	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 2階託児所
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
業務委託料	金〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円)
契約保証金	金〇〇〇〇円

上記の委託業務について、委託者「公立大学法人福島県立医科大学」を甲とし、受託者「〇〇〇〇」を乙として、次の条項に定めるところにより委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別紙「令和5年度 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター託児所運営業務委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間内に頭書の委託業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は乙が履行すべき業務を他人に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、委託事業に関する1ヶ月間の実績報告書とともに、委託料の請求を翌月5日までに甲に提出するものとする。

2 前項の請求額は、頭書の各年度の業務委託料の額を12で除した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、各年度の最後の月分の委託料にその端数を合算するものとする。

3 甲は、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に委託

料を振り込むものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

二 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 前三号の一に該当する場合を除くほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第6条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第4条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合に

においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（損害賠償）

第7条 乙は、委託業務の履行に関して、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲、乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲、乙協議して定める。

（秘密の保持）

第8条 乙及び乙の従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（談合による損害賠償）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第5条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の取扱）

第10条 乙は、この契約による委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（事故発生時の対応手順）

第11条 甲及び乙は、この契約による委託業務に関連して業務上の事故が発生した場合は、別記2「委託業務に関する事故発生時の対応手順」により対応するものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第13条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 住所 福島県福島市光が丘1番地
氏名 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○
(代表者の職、氏名)

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指

示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記2

委託業務に関する事故発生時の対応手順

1 目的

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター内において、委託業務に関連して業務上の事故（以下「事故」という。）が発生した場合の対応手順を定め、被害の拡大を防ぎ、迅速な対応を図ることを目的とする。

2 対象

(1) 対象業務

総務課が所管する委託業務

(2) 対象者

委託業務の委託者及び受託者

3 対応手順

(1) 事故発生の確認

事故を起こした者又は事故を発見した者（以下「事故関係者」という。）は、下記①から⑤について速やかに確認すること。

① どのような事故か

② いつ発生したのか

③ どこで発生したのか

④ 被害者の有無について

⑤ 二次災害の危険性の有無について

(2) 事故発生の連絡

ア 事故関係者は、上記3(1)により事故の内容を確認後、4に定める緊急連絡表に基づき、直ちに事故発生の旨を総務課の責任者又は担当者（以下「総務課関係者」という。）へ連絡のうえ、その指示を受ける。

イ 総務課関係者は、被害者がある場合、直ちに師長又は管理師長（夜間、休日）へ連絡する。

ウ 総務課関係者は、直ちに現場の状況確認を行う。

エ 総務課関係者は、必要に応じて、消防署、警察署等の関係機関へ連絡する。

(3) 初期対応

ア 事故関係者又は総務課関係者は、可能な範囲で被害の拡大を防ぐための応急処置をする。

イ 事故関係者又は総務課関係者は、第三者などへ危害が及ばないように、事故現場を立入禁止にするなど、二次災害の防止に努める。

(4) 被害程度の確認及び報告

ア 事故関係者は、事故による被害の程度など、事故の全体状況を確認のうえ、委託業務の受託責任者（以下「受託責任者」という。）及び総務課関係者へ報告する。

イ 事故関係者は、被害者がある場合、その被害の程度を確認のうえ、受託責任者及

び総務課関係者へ報告する。

ウ 総務課関係者は、上記3(4)ア、イの報告を受けた場合、速やかに病院長及び事務局次長へ報告する。

(5) 被害者、患者の対応

ア 総務課関係者は、被害者がある場合、特に患者が被害者の場合、事務局次長及び医療安全部と連携のうえ、迅速に対応する。

イ 総務課関係者又は医療安全部は、被害者の住所・氏名・年齢・勤務先等の情報を速やかに収集し、必要に応じて、その家族又は勤務先へ連絡する。

(6) 事故原因の調査及び特定

事故関係者は、事故の全体像を把握したうえで、事故発生時の原因を調査し、事故原因を特定する。

(7) 事故報告書の作成

ア 受託責任者は、事故が発生した場合には、事故の概要や経過がわかる資料等を添付のうえ、事故報告書を作成し、総務課関係者に速やかに報告する。

イ 総務課関係者は、上記3(7)アの報告を受けた場合、病院長及び事務局次長へ報告する。

ウ 事後の処理結果についても上記3(7)ア、イを準用する。

(8) 被害箇所の復旧

受託責任者は、被害箇所があった場合、速やかに被害箇所の復旧に努めるものとする。

4 緊急連絡表

委託者と受託者の双方とも委託業務における事故発生に対応するため、緊急連絡表を作成する。

5 その他留意事項

(1) 事故責任範囲の明確化

受託者の過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負う。

(2) 損害保険加入の確認

乙は、賠償責任保険に加入したら、その証券の写しを甲に提出する。

(3) 受託者の担当職員の交代

ア 受託責任者や担当者が交代する場合は、変更届を提出させる。

イ 上記5(3)アの交代による事務引継は、業務に支障が出ないように、時間をかけて綿密に実施させる。